

尼崎市職員の懲戒処分等の公表に関する指針

この指針は、本市職員に対する地方公務員法に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）及び尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく措置（以下「措置」という。）の公表の基準について定めるものである。

1 公表の対象

- (1) 処分及びそれに付随する措置
- (2) 市民生活に直接影響を及ぼす事案に対して行った措置

2 公表の内容

事案の概要、処分又は措置の量定及び年月日並びに役職等の被処分者又は被措置者に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

なお、反社会性が強い事案に対する免職等の処分については、社会的影響等を勘案して、氏名を公表する場合もある。

3 公表の例外

被害者が事件を公表しないよう求めた場合や、公表することにより被害者が特定される可能性がある場合は、被害者及びその関係者のプライバシーを保護するために必要な配慮を行う。

4 公表の時期及び方法

処分又は措置を行った後、速やかに本市ホームページへ掲載を行う。また、市民生活に直接影響を及ぼす事案に対して行った処分等に関しては、併せて、尼崎市政記者クラブへの資料提供を行うものとする。

なお、氏名その他個人を識別することができる情報は、ホームページに掲載しない。

5 その他

- (1) 公表された処分が不服申立て等により取り消された場合は、その旨を公表するものとする。
- (2) 公表の対象とならない措置についても、尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、年度ごとに合わせてその件数を公表する。

以 上